

○村山市空き家等の適正管理に関する条例

(平成 26 年 9 月 19 日条例第 20 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、空き家等の管理の適正化を図ることにより、空き家等の倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止するとともに、市民等の生命若しくは身体又は財産に対する損害を防止し、もって安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 市内に所在する建築物(当該建築物に附属する工作物を含む。)で、現に人が居住若しくは使用しないもの又は人が居住若しくは使用しないものと同様の状態にあるもの及びその敷地をいう。

(2) 管理不全な状態 次のいずれかの状態にあるものをいう。

ア 老朽化若しくは風雨、降雪その他の自然現象による空き家等の倒壊若しくは空き家等の建築資材等の飛散若しくは剥落又は空き家等からの落雪により、人の生命若しくは身体又は財産に損害を与えるおそれがある状態

イ 草木の繁茂又は昆虫その他の動物の繁殖により、空き家等の周辺の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある状態

ウ 空き家等への不特定の者の侵入により、犯罪又は火災等が誘発されるおそれがある状態

(3) 所有者等 空き家等の所有者、占有者、相続人、財産管理人その他当該空き家等を管理すべき者をいう。

(4) 市民等 市内に居住し、又は滞在する者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、空き家等の適正な管理に関する施策(以下「空き家等施策」という。)を総合的に推進するものとする。

(所有者等の適正管理義務等)

第 4 条 所有者等は、空き家等が管理不全な状態にならないよう常に適正に維持管理しなければならない。

2 所有者等は、前条に規定する空き家等施策に協力しなければならない。

(情報提供)

第5条 市民等は、管理不全な状態にある空き家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

(空き家等の調査)

第6条 市長は、第1条の目的を達成するため、空き家等の有無及びその状態並びに所有者等の所在を調査することができる。

2 市長は、前項の規定による所有者等の所在の調査において必要と認めるときは、市が他の目的のために保有する情報を調査に必要な限りにおいて使用することができる。

(立入調査等)

第7条 市長は、前条第1項の調査により必要と認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、職員に空き家等に立ち入らせ、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

2 前項の規定による権限を行使する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言、指導及び勧告)

第8条 市長は、前2条の調査等により空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、空き家等を適正に維持管理するよう助言又は指導することができる。

2 市長は、前項の助言又は指導を行ったにもかかわらず、当該空き家等が管理不全な状態にあるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る空き家等の所有者等に弁明の機会を与えなければならない。

(命令)

第9条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた所有者等が正当な理由なく当該勧告に応じないときは、当該所有者等に対し、期限を定めて必要な措置をとるよう命ずることができる。

(公表)

第10条 市長は、前条の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(応急措置)

第11条 市長は、管理不全な状態となった空き家等によって、人の生命若しくは身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な事態が切迫していると認めるときは、その危険な事態を解消するため、必要な最小限度の措置(以下「応急措置」という。)を講ずることができる。

2 市長は、前項の規定により応急措置をしようとするときは、応急措置の内容を当該空き家等の所有者等に通知しなければならない。この場合において、市長は、当該空き家等の所有者等を過失なくして確知できないときは、応急措置の内容を公示するものとする。

3 市長は、第1項の応急措置を講じた場合は、当該応急措置に要した費用を当該空き家等の所有者等から徴収することができる。

(関係機関への要請)

第12条 市長は、本市の区域を管轄する警察その他の関係機関と連携し、必要な措置について要請することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年12月1日から施行する。